

元消安第 1311 号
令和元年 8 月 13 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



食品健康影響評価の取下げについて

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 3 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、平成 27 年 5 月 21 日付け 27 消安第 1051 号をもって貴委員会に意見を求めたところですが、申請者から安全性についての確認の申請を取り下げる旨の申し出があったことから、これを取り下げます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 1 の（1）のシの規定に基づき、次に掲げる飼料の安全性についての確認を行うこと

除草剤グリホサート耐性トウモロコシ Event VC0-01981-5

